

平成 25 年 6 月 7 日 事例演習 2: 匿名組合の利益の分配金——租税条約上の「その他所得」の取り扱い [ガイドント事件]

- (1) 匿名組合契約とはどのような契約か？
- (2) 日本の租税法上、匿名組合員である外国法人が受け取る匿名組合の利益の分配金はどのように課税されるか？
- (3) 米国法人 CPI (Cardiac Pacemakers, Inc.) が直接日本ガイドントとの間で匿名組合契約を締結した場合には、旧日米租税条約上どのような課税上の取り扱いを受けていたか？また、現行日米租税条約の下ではどのような取り扱いになるか？
- (4) ガイドント事件は旧日蘭租税条約上の事案であったが、もし現行日蘭租税条約の下で行われていたとしたらどのような取り扱いになるか？
- (5) 任意組合とはどのような契約か？
- (6) 匿名組合員と任意組合員はどこが異なるか？
- (7) 原処分庁の匿名組合 v. s. 任意組合の主張は説得的か？
- (8) 当初、オランダ法人 (GBV 社) が日本ガイドントの株主でもあり且つ匿名組合員の地位も有していたが、その後、株主の地位と匿名組合員の地位をそれぞれ別のオランダ子会社 GIBV と原告に承継させた。どうしてこのような変更を行ったのだろうか？もし元の状態のままだったとした場合、裁判所の結論は異なっただろうか？
- (9) 原処分庁は、どうしてトリートイーショッピングであることを主張しなかったのだろうか？
- (10) 匿名組合の営業者が匿名組合員に分配する利益は、営業者の所得計算上損金の額に算入される旨は、どこに規定されているか？

資料 1. 平成 17 年 9 月 30 日東京地裁判決

資料 2. 旧日蘭租税条約該当条文並びに現行日蘭租税条約及び議定書該当条文

資料 3. 旧日米租税条約該当条文並びに現行日米租税条約及び議定書該当条文

資料 4. 渕圭吾「匿名組合契約と所得課税——なぜ日本の匿名組合契約は節税目的で用いられるのか？」ジュリ 1251 号 177 頁